



# 妊娠したらいろいろな権利があります

妊娠がわかったら、お腹のお子様を一番に考えて、無理のない働き方をしましょう。  
無理をしないための権利がたくさんあります。



☞子育てハンドブックより抜粋

項目	内容	サービス	ハンドブック
妊婦健診に行くとき	妊娠6ヶ月末まで →4週間に1回 妊娠7ヶ月から9ヶ月末まで →2週間に1回 妊娠10ヶ月から出産まで →1週間に1回 産後1年間 →その間に1回	職免 (妊産婦の健康診査)	p.9
つわりがひどいとき	1回の妊娠を通じて112時間の範囲内	職免(妊娠障害)	p.14
部活動は?	時間外労働・休日出勤の禁止	母性保護	
遠足の引率は?	母性保護のための配慮事項	母性保護	
運動会・体育祭等の準備や後片付け	母性保護のための配慮事項	母性保護	
炎天下での行事・作業	母性保護のための配慮事項	母性保護	
宿泊行事は?	超勤の禁止、時間外労働の禁止	母性保護	
理科の先生…危険物の取扱は?		妊産婦の危険有害 業務就業制限	p.53
医師又は助産師から勤務時間短縮の指導を受けたとき	半日年休に相当する時間の範囲内 ※半日年休を取得する日は受けられない	職免 (妊産婦の勤務時間短縮)	p.11
通勤の混雑が、母体や胎児の健康保持に影響があると認められるとき	勤務時間の始め又は終わりに、1日1時間以内	職免	p.15
休憩が必要なとき	休息、補食するために必要とされる時間 (10分程度)	職免	p.17
いよいよ出産準備	出産予定日前8週間目にあたる日から、 出産後8週間目にあたる日までの期間において、	特別休暇 (産前産後休暇)	p.18
配偶者の出産(男性職員)	配偶者が出産のために病院に入院する等の日から、出産の日後2週間までの期間のうち3日。 1日、半日(相当)又は1時間単位	特別休暇	p.21

